

島建 会報

2024 Vol.168

(一社) 島根県建設業協会 第12回定時総会並びに第11回協議員会



建設産業団体連合会 令和6年度通常総会



施工管理技士会 令和6年度 通常代議員会



② 令和6年度 通常総会／通常代議員会
(建協、技士会、建災防、青年部会、建産連)

⑤ 建設業協会

⑤ 技士会

⑤ 建産連

⑥ 活動だより

⑧ 建災防島根県支部

⑪ 建退共島根県支部

建設業
協会

平塚会長を再任

県建設業協会は5月23日、定時総会を開催。任期満了に伴う役員改選で、平塚智朗会長（松江土建）を再任した。



令和6・7年度 新役員

- ▷ 会長 平塚 智朗（松江地区協会長）
- ▷ 副会長 梶野 直宏（出雲地区協会長）
- ▷ 専務理事 山岡 雄二
- ▷ 理事 中田 孝幸（安来地区協会長）
- 上原 謙二（邑智地区協会長）
- 徳畑 信夫（隠岐地区協会長）
- 田中 孝仁（安来・新）
- 福代 明正（出雲）
- 浜 慎一（邑智）
- 村上 英司（鹿足）
- ▷ 監事 小谷 良司（大田）
- 原 諭（浜田地区協会長）
- 香川 昇司（雲南地区協会長）
- 大畑 勉（益田地区協会長・新）
- 金津 式彦（松江）
- 若槻 雅人（雲南）
- 福田 弘道（出雲・新）
- 今井 久晴（浜田）
- 金田 隆徳（隠岐）
- 松田 馨（雲南）
- 佐藤 和彦（仁多地区協会長）
- 黒田 突義（大田地区協会長）
- 三浦 浩（鹿足地区協会長）
- 持田 幸治（松江・新）
- 大谷 誠二（仁多）
- 田原 裕司（大田）
- 高橋 宏聡（益田・新）
- 岡山 勝樹（邑智・新）

全建表彰 受賞者

令和6年度



第2条（役員）

- 川角 邦生（川角工務店・仁多）
- 濱 慎一（浜工務店・邑智）
- 森本 恭史（森本建設・益田）
- 福原 智（大栄建設・益田）
- 岩崎 哲也（㈱岩崎建設・出雲）
- 土江のり子（丸嘉土建・出雲）
- 福田 弘道（フクダ・出雲）
- 阿郷 一曰（阿郷建設・浜田）
- 中島 光弘（高橋建設・益田）

第4条（企業）

- トウケン（松江） 須山商事（大田） やたま建設（出雲）
- 松井土建（邑智）

第5条（個人）

- 本常 智（富士湖南・松江） 安田 憲一（松原組・安来）
- 岩成 有展（㈱岩崎建設・出雲） 月森 満弘（大鵬建設・邑智）
- 山田 幸登（カワムラ・浜田） 秋吉 忠司（高橋建設・益田）

【建設業協会 委員一覧表】（令和6・7年度）

◎委員長 ○副委員長

	総務運営委員 (地区協会長)	土木委員	建築委員	労働委員
理事	—	◎ 若 槻 雅 人	◎ 持 田 幸 治	◎ 福 代 明 正
		○ 今 井 久 晴	○ 田 原 裕 司	○ 金 津 式 彦
		大 谷 誠 二	福 田 弘 道	浜 慎 一
		村 上 英 司	高 橋 宏 聡	金 田 隆 徳
		田 中 孝 仁		
松江	◎ 平 塚 智 朗	池 田 稔	田 村 陽 介	佐 藤 尚 士
安来	中 田 孝 幸	米 原 建	渡 部 成 人	忍 谷 桂 司
雲南	香 川 昇 司	日 野 和 人	田 中 浩 二	常 松 征 二
仁多	佐 藤 和 彦	川 角 正	安 部 智 晃	植 田 剛 士
出雲	○ 梶 野 直 宏	安 部 潮	岩 崎 和 良	青 砥 正 人
大田	黒 田 突 義	長 島 健 司	神 門 敦	井 口 克 哉
邑智	上 原 謙 二	山 口 龍	高 本 一 博	町 田 公 平
浜田	原 諭	中 垣 健	永 井 武 彦	伊 原 憲 吾
益田	大 畑 勉	石 川 竜 生	石 橋 篤	前 田 隆 雄
鹿足	三 浦 浩	堀 善 彰	堀 善 彰	栗 栖 厚 公
隠岐	徳 畑 信 夫	竹 田 栄 人	森 政 美	長 谷 川 聡

令和6年度 通常総会／通常代議員会





県農林連合会は建協に吸収

県農林建設業協会連合会と県建設業協会は1月11日、臨時総会を開催し、同連合会は3月31日をもって解散し、県建設業協会に業務引継ぎとすることを決議した。また、同連合会の残余財産は同協会に4月1日付で全額寄付され、同協会は同連合会規程を新設した。



原会長を再任

県土木施工管理技士会は5月21日、代議員会を開催。任期満了に伴う役員改選で、原諭会長（原工務所）を再任した。



令和6・7年度 新役員

- ▷ 会長 原 諭 (浜田)
- ▷ 副会長 梶野 直宏 (出雲) 川本 文之 (松江) 竹田 栄人 (隠岐) 岡山 勝樹 (邑智)
- ▷ 専務理事 山岡 雄二 (建設業協会)
- ▷ 理事 池田 稔 (松江・新) 米原 建 (安来) 忍谷 桂司 (安来) 後藤 幹司 (雲南)
- 渡部 伸二 (雲南) 内田 政己 (仁多) 吉川 朋実 (仁多) 妹尾 一臣 (出雲)
- 長島 健司 (大田) 稗田伊佐央 (大田) 町田 公平 (邑智) 今井 久晴 (浜田)
- 高橋 宏聡 (益田) 野村 明生 (益田) 堀 大地 (鹿足) 村上 英司 (鹿足)
- 金田 隆徳 (隠岐)
- ▷ 監事 池内 泰明 (松江) 田城 和久 (浜田)



連合会表彰

【会長】

原 諭 (浜田支部)

【役員】

内田 政己 (仁多支部)

【優秀技術者】

尾添 洋介 (一畑工業)

村上 大輔 (開盛建設)

上山 拓己 (原工務所)

藤野 要 (田島組)

山上 雄三 (野村組)

会長表彰

【優秀技術者】

今岡 啓二 (日発工業)

荒木 俊史 (サンエイト)

岡 正幸 (山口建設)

村武 昇 (岡田建設)

山尾 稔 (マツチカ)

二澤 勉 (横田建設)

濱屋 博 (山根建設)

水野 薫 (森下建設)

永島陽一郎 (平井建設)

馬庭 雅哉 (ナカサン)

小谷 良司 (小谷建設)

大長浩一朗 (広栄建設)

渡部 等 (都間土建)

松本 清一 (新井建設)

塩田 康二 (大五建設)

平塚支部長を再任

建災防
県支部

建災防県支部は5月23日、通常代議員総会を開催。任期満了にともなう役員改選で、平塚支部長を再任したほか、新役員を選出した。



令和6・7年度 新役員

- | | | | |
|--------|---------------|----------------|---------------|
| ▷支 部 長 | 平塚 智朗 (松江分会長) | | |
| ▷副支部長 | 桐野 直宏 (出雲分会長) | 原 諭 (浜田分会長) | 佐藤 和彦 (仁多分会長) |
| ▷理 事 | 中田 孝幸 (安来分会長) | 香川 昇司 (雲南分会長) | 黒田 突義 (大田分会長) |
| | 上原 謙二 (邑智分会長) | 大畑 勉 (益田分会長・新) | 三浦 浩 (鹿足分会長) |
| | 徳畑 信夫 (隠岐分会長) | | |
| ▷監 事 | 小谷 良司 (大田) | 松田 馨 (雲南) | 岡山 勝樹 (邑智・新) |

新部会長に大畑氏

青年
部会

県建設業協会青年部会は6月14日、通常総会を開催。任期満了に伴う役員改選で、新部会長に大畑雅敬氏(大畑建設)を選任した。



令和6・7年度 新役員

- | | | | |
|--------|-----------------|--------------|--------------|
| ▷部 会 長 | 大畑 雅敬 (大畑建設) | | |
| ▷副部会長 | 都間 清隆 (都間土建) | 筆坂 寿之 (河野建設) | |
| ▷幹 事 長 | 福田 賢二 (カナツ技建工業) | | |
| ▷運営専務 | 狩野 靖之 (西行建設) | | |
| ▷幹 事 | 佐藤 二規 (佐藤組) | 大國 修寛 (松江土建) | 足立 隼人 (足立建設) |
| | 中田 康太 (中田建設) | 梅木 聖司 (梅木建設) | 植田 泰輔 (植田建設) |
| | 糸賀 恭平 (糸賀工務店) | 中筋 元尚 (中筋組) | 三原 惇志 (三原組) |
| | 柳樂 則昭 (ナギラ建工) | 落合 和典 (ヒロシ) | 堀 太輔 (堀工務店) |
| | 安藤 駿吾 (安藤土木) | 上原 圭一 (上原土木) | 福井 智也 (福井建設) |
| | 田中 雄二 (住江建設) | 川村 優輔 (カワムラ) | 瀧本 昌生 (徳畑建設) |
| ▷監 事 | 寺下 淳 (寺下工務店) | 古藤 雅之 (大前組) | |

働き方改革推進を

建産連

県建設産業団体連合会(中筋豊通会長)は6月3日、通常総会を開催。令和6年度事業計画・予算案、構成団体の代表者改選に伴う新役員選任案などを承認した。

中筋会長は「地域の守り手、担い手として新3Kなどの働き方改革、経営安定強化に取り組んでいこう」とあいさつ。6年度事業計画の重点事項には▷担い手3法の運用指針の周知・徹底の推進▷建設産業建設生産システム合理化の推進▷建設産業界の連携と発展一を挙げた。

構成団体の代表者改選に伴い新役員を選任した。

令和6年度 新役員

- | | |
|------|--------------------------|
| ▷理 事 | 岩崎 哲也 (県生コンクリート工業組合 理事長) |
| | 持田 幸治 (県建築技術協会 会長) |
| | 坂本 拓三 (県建築士事務所協会 会長) |



令和6年度
通常総会／
通常代議員会





外国人材説明会開く

県建設業協会（平塚智朗会長）は2月14日、出雲市内で外国人材に関する制度説明会を開き、会員企業から約15人が参加した。

建設技能人材機構（JAC）の渡瀬友博調査研究部長が「特定技能制度について」と題し講演。近年の建設分野での外国人材の受け入れ状況や、独自の特定技能制度の取り組みについて説明した。

21年度の建設分野で働く外国人は約11万人で増加傾向。在留期間が通算5年の1号特定技能は23年5月末時点で1万7404人。建設分野は他分野と比べ失踪率や労働法令違反が多いことを改善するため、JACが建設分野特定技能制度独自の就労環境確保の仕組みを確立。行動規範の一例として外国人に対する賃金の引き上げ、月給制、技能習熟に応じた昇給、社会保険加入の徹底

などをサポートする。

JACから委託を受けた適正就労監理機関（FITS）は年1回以上、特定技能実習生を雇用する企業を巡回し、賃金台帳などの給与に関する書類チェックや、外国人と母国語で面談をする取り組みをしていると話した。

また、外国人技能実習機構広島事務所の田川雅浩指導課長の「技能実習制度について」と題した講演もあった。



スキルアップセミナー開催

県土木施工管理技士会（原諭会長）と建設業技術者センター（東京都千代田区、谷口博昭理事長）は4月18日、出雲市内で「建設技術者のためのスキルアップセミナー」を開き、関係者約120人が参加した。

谷口理事長が「これからのインフラと建設業」と題して講演。一般政府総固定資本形成（IG）の国際比較について、「1996（平成8）年を1.0とした場合、2020年はカナダ3.5、イギリス3.03、アメリカ1.84など欧米諸国では社会資本整備への投資が拡大してきた」とした上で、「逆に日本は0.64と減少している」と紹介。これからのインフラ整備は、需要を見込んだB/Cの経済評価から、需要を喚起するための政治への転換が必要だと強調した。

県土木部が「建設業の働き方改革に関する取り組み」と題し、職種ごとのキャリアパスの見える

化へ向けた冊子作成、県HPリニューアルやSNS活用などについて説明。24年度は、小学生の親子を対象としたバスツアーを予定。しまねの建設担い手確保・育成補助金では補助対象にICT建機のレンタルも加えたと述べた。

また、櫻井好美社会保険労務士が「建設現場の働き方改革～罰則付き時間外労働への対応」をテーマに講演。長時間労働解決の切り口として、仕組み（資料・会議・無駄な作業が多い）、個人スキル（教育、考え方）、風土（帰れない雰囲気、残業代が生活給）の3点を挙げた。



防衛省の建設工事に関する説明会

県建設産業団体連合会（中筋豊通会長）は4月11日、出雲市内にて、防衛省主催による「建設工事に関する説明会」があり、109人が参加した。全体説明会では、自衛隊施設の強靱化に向けて▷防衛省の建設工事の入札・契約制度について▷令和6年度の発注見通しについて説明があった。その後の分科会では、建築・土木・設備・コンサルの4つに分かれ、建築・土木・設

備工事の積算等、コンサル業務に係る入札契約制度等について説明があった。





活動だより



農林高生と 共同で卒業研究

県松江地区建設業協会青年部会（森田光則部会長）は、23年夏から松江農林高校3年生との卒業研究に共同で取り組んでいる。

研究は、同校環境土木科土木コースの生徒らが「松江農林生のリアル～私たちが感じる危険箇所～」と題して取り組み。高校生の実感ある声を聞いて危険箇所を調査した上で、同青年部会と連携して安全・安心なまちづくり、専門的な知識や社会人としての人間力を修得するのが狙い。

8月に共同でキックオフミーティングを開催。9月に高校周辺の危険箇所を現場見学し、9～12月まで4回のミーティングや現場確認を実施。生徒らが昨年末、同青年部会員の前で報告のプレゼンテーションをした。

プレゼンでは同校生を対象にしたアンケート調査、市民へのインタビューなどを経て、危険箇所



ごとの状況や原因、対策を集約して発表。校内の危険箇所についても取りまとめた。

森田部会長は「お互いの自己紹介から始まったキックオフから、何回もミーティングを重ね、今日の発表を聞いたが、生徒の皆さんがスキルアップした印象。一緒に取り組むことで、われわれも勉強になった」とした。

研究成果をもとに、1月には同青年部会の協力を得て、校内の危険箇所をライン引きを施工。生徒らは「通学路近辺などの危険箇所もあるので、後輩たちと一緒に引き続き、共同研究をしてほしい」と依頼していた。



安全意識の向上を

建災防雲南分会〔大原〕（常松征二分会長）は6月11日、安全大会を開き、関係者約20人が参加した。常松分会長が「品質と安全が建設業の使命。一人一人の安全に対する意識の向上が会社全体の安全性を高める。経営者自らが先頭に立って積極的な安全管理に努めよう」とあいさつ。

綿貫純也雲南県土整備事務所長が受発注者一体となった安全対策を要請。松江労基署の諏訪田浩署長が、熱中症予防や建設業の時間外労働規定、



足場からの墜落防止措置の強化などについて説明した。

リスクアセスメントの実行、高齢労働者の労災防止、安全衛生教育の推進など重点に、会員が丸となって労働災害防止に取り組むことを宣言した。



労災撲滅を決意

建災防雲南分会〔飯石〕（香川昇司分会長）は6月18日、安全大会を開き、関係者15人が参加した。香川分会長が「労働災害が発生すると建設業としての社会的責任が果たせなくなる。労災を起こさない、死亡者を出さないことを決意し安全施工に努めよう」とあいさつ。



綿貫純也雲南県土整備事務所長が受発注者一体となった安全対策を要請。出雲労基署の川角洋二

署長が、熱中症予防や転倒災害の防止、足場からの墜落防止措置の強化などについて説明した。

リスクアセスメントの実行、高年齢労働者の労働

災害防止、安全衛生教育の推進など重点に、会員が一丸となって労働災害防止に取り組むことを宣言した。

建災防 浜田 **労災ゼロを目指して**
建災防浜田分会（原諭分会長）は1月22日、浜田建設会館で「建設業労働災害防止大会」を開催。会員ら約90人が参加した。

原分会長が「近年、管内の労働災害・死亡災害は減少傾向にあるが死亡災害はゼロになっていない。労災ゼロに向けて、年度末も気を引き締めて労災防止活動を推進しよう」とあいさつ。

浜田労基署の堀尾知史監督・安衛課長が「労働

災害の傾向と対策について」と題し講話。

浜田・江津地区建築技術協会の今井久晴会長が「トップの決意と現場の実行、ルールを守って無災害」と安全の誓いを読み上げ、参加者全員で無事故・無災害を誓った。



隠岐 青年部会 **西郷小で防災学習**
県隠岐地区建設業協会青年部会（吉崎英一郎部会長）は3月5日、隠岐の島町立西郷小学校で防災学習授業を開き、5年生約40人が参加した。

藤井基礎設計事務所の藤井俊逸社長が「土砂災害の起こる仕組みとその対策」と題して講話。がけ崩れ、地すべり、土石流について模型実験の動画などを使って原因や対策工法を説明した。

青年部会では、同校区内で施工した法枠工事などを紹介。ICT施工を活用した法面工事の模様を説明し、建設業の役割や新しい技術について

PRした。

授業後のアンケート結果によると、児童から「建設業は建物などを造るだけでなく、災害に耐えられるように工事をしていることを初めて知った」「お父さんが建設業をやっているから、すごいなと思った」などの感想が寄せられた。



県と意見交換会

隠岐地区建設業協会青年部会（瀧本昌生部会長）は6月4日、隠岐支庁県土整備局との意見交換会を開き、関係者15人が出席した。

隠岐県土から、深井博史局長や高木正統括調整監ら幹部職員が出席。青年部会は、担い手確保・育成に向けた23年度活動状況および24年度活動計画を説明。24年度は小学校向け防災学習授業、中学校向け職業説明会・体験学習を予定。親会が主催する高校向け現場見学会への協力も計画

するとした。

県は、隠岐支庁県土整備局の取り組み（24年度）について、主要事業の24年度事業内容や整備効果などを説明した。



活
動
だ
よ
り



建設工事現場での熱中症を防ごう

気温の高い夏期には熱中症が集中して発生しています。特に建設業では、屋外作業が多いことから、熱中症による死亡災害が全産業の半数以上を占めています。

熱中症を防ぐためには、関係者が熱中症予防に対する十分な認識を持つことが必要です。

① 熱中症とは

熱中症とは、高温の環境下で体温調節や循環機能などの働きに障害が起こる病気で、症状などにより次のように分類されます。

熱射病 (日射病)	熱中症の中では致命率が高く、緊急の治療を要する。突然意識障害に陥ることが多い。発病前にめまい、悪心、頭痛、耳なり、イライラなどがみられ、嘔吐や下痢を伴う場合もある。体温調節機構の失調、体温又は脳温の上昇を伴う中枢神経障害が原因と考えられている。
熱けいれん	四肢や腹部の筋肉の痛みを伴い、発作的にけいれんを起こす。作業終了時の入浴中や睡眠中に起こる場合もある。大量の発汗による塩分喪失に対し、塩分を補給しなかったことにより起こる。
熱虚脱	全身倦怠、脱力感、めまいがみられる。意識混濁し、倒れることもある。高温暴露が継続し、心拍増加が一定限度を超えた場合に起こる。
熱疲労	初期には、激しい口渇、尿量の減少がみられる。めまい、四肢の感覚異常、歩行困難がみられ、失神することもある。大量の発汗で血液が濃縮することによる心臓の負担増大や血流分布の異常により起こる。



② 熱中症を防ぐには

建設工事現場において、直射日光により高温環境となる作業場所では、熱中症を予防するため次の事項を守ってください。

(1) 作業環境の面から

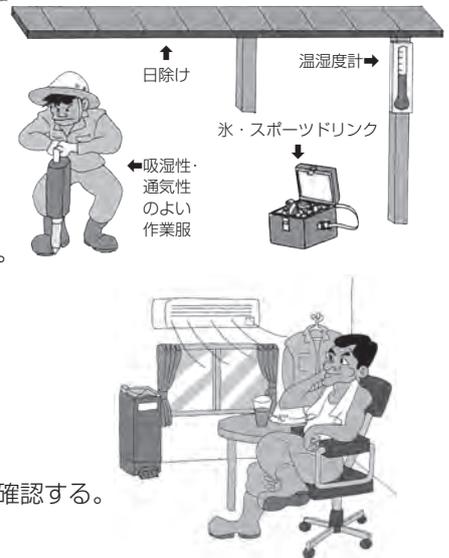
- ・日除けや通風をよくするための設備を設置し、作業中は適宜散水する。
- ・スポーツドリンクを置くなど水分、塩分の補給が容易にできるようにする。
- ・身体を適度に冷やすことのできる氷、冷たいおしぼりなどの物品及びシャワーなどの設備を備え付ける。
- ・作業中の温湿度の変化がわかるように、温度計、湿度計等を設置する。
- ・日陰や冷房室など涼しい休憩場所を確保する。

(2) 作業の面から

- ・十分な休憩時間や作業休止時間を確保する。
- ・作業服は吸湿性、通気性の良いものを着用する。

(3) 健康の面から

- ・健康診断結果などにより、適切な健康管理と適正配置を行う。
- ・作業開始前はもちろん、作業中も巡視などにより作業者の健康状態を確認する。
- ・安全施工サイクル活動などで熱中症の予防について話し合う。



③ 救急措置

熱中症が発生したときにそなえ、あらかじめ作成した緊急連絡網を関係者に知らせておいてください。また、工事現場の近くの病院や診療所の所在地や、連絡先を確認しておいてください。

熱中症は、早期の措置が大切です。少しでも異常が見られたら下記の手当を行ってください。回復しない場合及び症状が重い場合などは、医師の手当を受けてください。

手当の方法

- 涼しいところで安静にする。
- 水やスポーツドリンクなどをとらせる。
- 体温が高いときは、裸体に近い状態にし、冷水をかけながら扇風機の風をあてる。氷でマッサージするなど体温の低下をはかる。



！ご存じですか？

金属アーク溶接作業では、作業主任者の配置を。

✓ 対象となる作業

- * 金属をアーク溶接する作業
- * アークを用いて金属を溶断し、またはガウジングする作業
- * その他の溶接ヒュームを製造し、または取り扱う作業
(燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。)

✓ 作業主任者の職務

1. 作業に従事する労働者が溶接ヒュームにより汚染され、またはこれを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること。
2. 全体換気装置その他労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を1か月を超えない期間ごとに点検すること。
3. 保護具の使用状況を監視すること。

✓ 作業主任者の選任

1. 特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習修了者 または
2. 金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習修了者* から選任
*令和5年4月労働安全衛生規則等の一部改正により、本限定技能講習が新設されました(令和6年1月施行)。

講習科目	講習時間	
	1. 特化物	2. 金属アーク
健康障害及びその予防措置に関する知識	4 h	1 h
作業環境の改善方法に関する知識	4 h	2 h
保護具に関する知識	2 h	2 h
関係法令	2 h	1 h
合計	12h	6 h



金属アーク溶接等作業主任者限定技能講習等のお問い合わせは、本部または最寄りの都道府県支部へ。

 建設業労働災害防止協会

教育推進部
TEL 03-3456-0618



R6.6

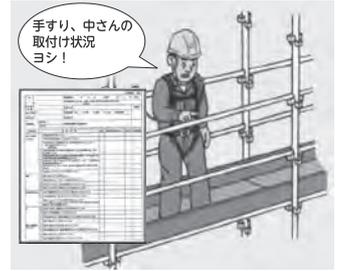
お知らせ

令和5年10月より、足場点検者の指名が義務化されました。

- ◆ 「建設業労働災害防止協会が行う施工管理者等のための足場点検実務者研修」
- ◆ 「足場の組立て等作業主任者能力向上教育」のご案内

足場からの墜落・転落災害防止の充実を図るため、令和5年3月に労働安全衛生規則（以下「安衛則」といいます。）の一部が改正され、安衛則第567条、第568条、第655条に基づく足場の点検につきましては、あらかじめ点検者を指名し、その者が点検することとなりました。

安衛則第567条（点検）
 第1項（略）
 2 事業者は、強風、大雨、大雪等の悪天候若しくは中震以上の地震又は足場の組立て、一部解体若しくは変更の後において、足場における作業を行うときは、点検者を指名して、作業を開始する前に、次の事項（略）について点検させ、異常を認めるときは、直ちに補修しなければならない。
 3 （略）



点検者として指名できる者

（令和5年3月14日付け基発第0314第2号通達に基づく、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱）

- ① 足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者
- ② 労働安全コンサルタント（試験の区分が土木又は建築である者）等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者
- ③ 全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」を受けた者
- ④ 建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者を指名する。

注) ②の計画作成参画者の資格については、安衛則別表第9を参照してください。

建災防では、建設企業に代わって①の足場の組立て等作業主任者能力向上教育を実施しています。また④の建設業労働災害防止協会が行う施工管理者等のための足場点検実務研修を実施しています。

開催日等の詳細につきましては、都道府県支部のホームページ等をご覧ください。

なお、十分な知識・経験を有する者として推奨されている①～④のうち、④の研修については、建災防が独自に開発し、「施工管理者等のための足場点検実務者研修」の名称で実施しているものです。各企業において受講者数がまとまる場合など実施方法については、あらかじめ支部にご相談ください。

講習科目	時間
災害事例及び関係法令	1 時間
足場の組立て等の安全施工と保守管理	3 時間

建設業労働災害防止協会が行う施工管理者等のための足場点検実務者研修

講習科目	時間
最近の足場、部材等及びそれらの選択と管理	1 時間
足場の組立て等の安全施工と保守管理	4 時間
災害事例及び関係法令	2 時間

足場の組立て等作業主任者能力向上教育



能力向上教育テキスト

問合せ先

建設業労働災害防止協会 教育推進部（電話：03 - 3456 - 0618）
 又は各都道府県支部へ

都道府県支部のホームページはこちら



R6. 6

建設業退職金共済制度

電子申請方式のご案内

令和2年10月より電子申請方式が始まりました。電子申請方式とは、共済契約者が就労日数を電子申請専用サイトに報告し、あらかじめご購入いただいた退職金ポイント（電子掛金）から、就労日数に応じて掛金として充当し、掛金を納付する方式です。

電子申請方式の利用を開始する際は、建退共から発行された電子申請専用サイトの「ログインID」と「初期パスワード」が必要となります。（*1）

なお、新たに建退共制度にご加入いただいた事業所様につきましては、共済契約者証とともにログインIDと初期パスワードの発行を行います。

電子申請専用サイトでできること

電子申請方式による
掛金納付^(*2)

電子申請方式とは、証紙に代わる「退職金ポイント」という電子ポイントを事前に購入し、被共済者の就労日数を登録した「就労実績ファイル」により、個々の被共済者の掛金として充当するものです。



オンライン申請

- ・共済手帳の追加申込
- ・共済手帳の再発行
- ・契約者証の再発行

「掛金充当書」^(*3)の
ダウンロード建退共からの
お知らせの
受け取り

（*1）電子申請専用サイトのログインIDと初期パスワードが分からない場合は、専用コールセンターまでお問い合わせください。

（*2）電子申請方式による掛金納付には「就労実績報告作成ツール」のダウンロードが必要となります。

（「就労実績報告作成ツール」は建退共本部のホームページからダウンロードできます。）

また、建設キャリアアップシステムを活用すると建退共の掛金納付日数の入力が簡略化できます。

（*3）元請が電子申請方式による掛金納付を行ったことが確認できます。



電子申請方式について

詳しくは建退共ホームページからご確認ください。

電子申請方式について詳しくは 建退共ホームページからご確認ください

建退共島根県支部

建退共ホームページより
「電子申請方式について」をクリック



「1.電子申請方式を利用するには」

電子申請方式の概要についてはこちらから
ご確認ください。

「5.就労実績報告作成ツール」

電子申請方式による掛金納付の際に必要な
「就労実績報告作成ツール」は、こちらから
ダウンロードができます。

「12.電子申請専用サイト(体験版)はこちら」

電子申請専用サイトの体験版が
ご利用いただけるようになりました。

電子申請専用サイト(体験版)



電子申請専用サイトの内容を
体験できます！

※体験版のため、実際の申請は行えません。
なお、電子申請専用サイトに関する利用料はかかりません。

電子申請方式システム操作方法についてのお問い合わせ先(専用コールセンター)

TEL. 0120-006-175

受付時間:9:00~17:00(平日)

|| (公財)建設業福祉共済団からのお知らせ ||

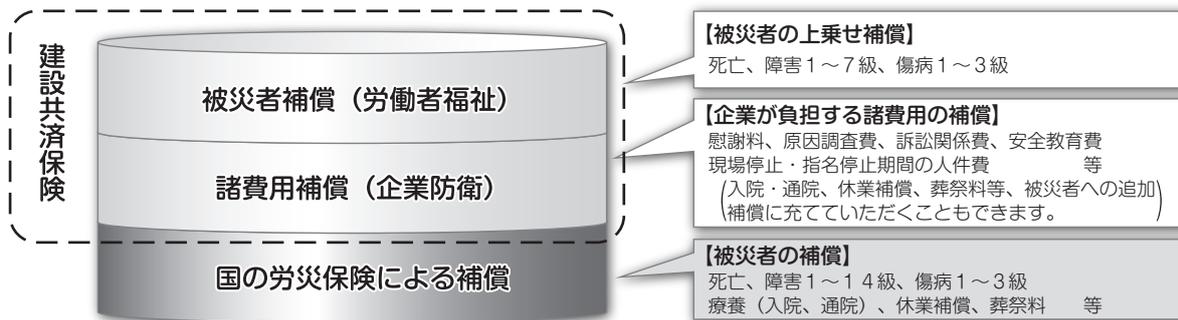
法定外労災
補償制度

(年間完成工事高契約)

建設共済保険は労働者と
企業のリスクをカバーします!

◆建設共済保険は、建設業界の声を受けて生まれた制度です。

建設共済保険は、建設業を対象にした法定外労災補償制度の創設を望む建設業界の声を受け、昭和45年に全国建設業協会と建設業福祉共済団が特約を結び、建設省(現:国土交通省)及び労働省(現:厚生労働省)の認可を受けてわが国で初めて創設された制度です。運営団体の建設業福祉共済団は平成25年度に公益認定を取得し、公益財団法人としてより一層の労働者の福祉の向上や建設業の更なる発展等を目指し運営しています。また、当共済団は、各都道府県建設業協会の賛助会員であり、事務委託契約を結んで建設共済保険の普及促進を行っています。



1 加入対象企業

国土交通大臣または都道府県知事の建設業許可を取得している建設業者であれば加入いただけます。

2 補償の対象となる方

保険契約者が施工する元請・下請工事現場に就労する、自社および下請会社に雇用される労働者(アルバイト等を含みます。)を無記名で補償します。

※保険契約者である事業主(労災保険の特別加入をすることができる方〔従業員300人以下の場合〕)も補償対象となります。

※役員、事務職員等の方は追加加入いただけます。詳しくはお問い合わせください。

3 保険金をお支払いする場合

労災保険法に定める業務上または通勤途上の災害により、死亡、障害の1級から7級、または傷病の1級から3級に該当した場合です。

【建設共済保険の特長】

- ①建設業における自主的な共済保険で掛金が安い
- ②災害発生時に企業が負担する諸費用も補償
- ③同一事故で多数被災した場合でも補償額の上限なし
- ④元請・下請を問わず無記名で補償
- ⑤代表者(保険契約者)も補償(従業員300人以下の場合)
- ⑥経営事項審査において15点の加点

【年間掛金の目安】

保険金区分合計 1,000万円

(被災者補償保険金 500万円)(諸費用補償保険金 500万円)の場合

完工高	土木一式工事	建築一式工事
1億円	33,440円	12,760円
2億円	59,280円	22,620円
5億円	125,400円	47,850円
10億円	220,400円	84,100円
50億円	874,000円	333,500円

保険金区分合計を2,000万円、3,000万円、4,000万円、5,000万円とする場合は、それぞれ上記掛金の2倍、3倍、4倍、5倍となります。

◆「建設共済保険」の他にも次のような事業を行っています。

【育英奨学事業】

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付します。

【労働安全衛生推進事業】

- 安全衛生用品の頒布
- 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人 建設業福祉共済団

ご契約に関するお問い合わせ



0120-913-931

その他のお問い合わせ

03-3591-8451



取扱機関

一般社団法人 島根県建設業協会

Tel 0852-21-9004

URL: <https://www.kyousaidan.or.jp/> 建設共済保険



ますます安心。充実の制度。



契約者割戻金制度が始まっています。

契約者
割戻金制度により
掛金負担が
軽減

手厚い補償

保険金区分合計
最高5,000万円

労働者と企業の
リスクを
カバー

社員と家族、会社を守るために。

建設共済保険

法定外労災補償制度



今すぐ、ご加入を!

「建設共済保険」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

労働安全衛生推進事業

- ① 安全衛生用品の頒布
- ② 女性専用トイレ・更衣室導入費用の助成
- ③ 安全衛生推進者表彰 等

公益財団法人

建設業福祉共済団

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-2-8 虎ノ門琴平タワー 11階

■ 取扱機関: (一社)島根県建設業協会
〒690-0048 松江市西塚島1-3-17
Tel. 0852-21-9004 Fax. 0852-31-2166



正確な掛金の試算や資料請求はこちらまで



0120-913-931

受付時間 午前9:00～午後5:00(土日祝を除く)

建設共済保険

検索

<https://www.kyousaidan.or.jp/>

完成工事高契約会員加入状況

令和6年6月30日現在

地区	加入企業 (会員)	会員 加入率(%)									
松江	41	65.1	仁多	13	100.0	邑智	33	100.0	鹿足	19	90.5
安来	19	100.0	出雲	44	62.0	浜田	22	39.3	隠岐	17	60.7
雲南	34	97.1	大田	10	33.3	益田	11	42.3	合計	263	66.6